（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に☑すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）　とちぎけんしりつようちえんしんこうれんめい

1 政治団体の名称　栃木県私立幼稚園振興連盟

2 主たる事務所の所在地　〒 320－0032　栃木県宇都宮市昭和1-3-10　栃木県庁舎西別館２階

3 代表者の氏名　石嶋　勇

4 会計責任者の氏名　金子　礎泰　　5 令和 7 年分

事務担当者の氏名　池田　宙遠　（電話）028-622-2821

事務担当者の氏名　（電話）

受付 8.2.25 栃木県選挙管理委員会

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	令和　年　月　日から
	令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

資金管理団体の指定の有無（12月31日又は解散時点）		
☐	有	公職の種類
☑	無	資金管理団体の届出をした者の氏名

（※）資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※	
受付	2/25
審査	2/25
入力	7/30
番号	08d0370
修正	

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表　　（単位：円）

収　入　総　額	十億			4	0	2	3	7	8	2
（前年からの繰越額）				1	9	5	6	7	2	6
（本年の収入額）				2	0	6	7	0	5	6
支　出　総　額				1	1	7	5	5	5	2
翌年への繰越額				2	8	4	8	2	3	0

２　収入項目別金額の内訳　　（単位：円）

(1) 個人の負担する党費又は会費										
金　額	十億			2	0	6	4	0	0	0
人　員								1	7	2人

(2) 寄　附														
①　寄附（②を除く。）の区分	金					額（円）							備	考
(ｱ) 個人からの寄附			十億			百万			千			円		
（うち特定寄附）														
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附														
(ｳ) 政治団体からの寄附														
小　計　(ｱ)　＋　(ｲ)　＋　(ｳ)														
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）														
②　政　党　匿　名　寄　附														
合　計　（①　＋　②）														

（その６）

| (6) その他の収入 | | |

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（円）	備考
	十億 百万 千 円	
1 経常経費		
(1) 人件費	6,000,000	
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	1,000,000	
(4) 事務所費	562,960	
小計	1,262,960	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	759,778	
(2) 選挙関係費	1,376,100	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費	1,518,688	
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	1,049,256	
合計	11,755,522	

（注）　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

（その15）

（3）政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費　（総会・渉外交際費）		
支出の目的	金額（円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
8/23 つぶら昭人「たなばたの夕べ」会費@6,000×32枚	十億 百万	1,920,000	7 5 2	自由民主党栃木県宇都宮市第八支部	宇都宮市中央3-15-15	
5/22「R7年度栃私幼振興連盟通常総会」会場費・食事代		194,670	7 6 30	一般財団法人栃木県青年会館（コンセーレ）	宇都宮市駒生1-1-6	
R7年度総会資料		57,068	7 7 31	株式会社松井ピ・テ・オ印刷	宇都宮市陽東5-9-21	
この頁の小計		4,437,738				
その他の支出		3,160,440				
合計		7,598,178				

（注１）　国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、その他にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費 ~~組織活動費~~ (選挙諸経費)	
支出の目的	金額(円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
陣中見舞い	十億 百万 1,000,000	7 6 30	自由民主党栃木県参議院選挙区第二支部	塩谷郡高根沢町光陽台1-1-2サンヒルシティ内	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	37,610				
合計	1,376,610				

(注1) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、その他にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分	調査研究費　（役員会・研修会等）		
支出の目的	金額（円）											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万			千			円						
この頁の小計											0				
その他の支出						1	5	1	8	6	8				
合計						1	5	1	8	6	8				

（注１）　国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、その他にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について□して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8 年　 2 月　25 日

政治団体の名称　　栃木県私立幼稚園振興連盟

会計責任者の氏名　　金子　礎泰

代表者の氏名（代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

（注１）　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

（注２）　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。